

内装仕上り施工職種（鋼製下地工事作業）

作業の定義	軽量鉄骨の鋼製下地に補強材料を使用して、電気溶接やビス止めにより、天井や壁下地を施工する作業をいう。		
必須業務（移行対象職種・作業で必ず行う業務）			
	第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習
	(1)鋼製下地工事作業 ①墨出し作業 ②天井下地工事施工作業 ③壁下地工事施工作業	(1)鋼製下地工事作業 ①鋼製下地材の選定作業 ②割付け及び墨出し作業 ③天井下地工事施工作業 ④壁下地工事施工作業	(1)鋼製下地工事作業 ①鋼製下地材の選定作業 ②割付け及び墨出し作業 ③天井下地工事施工作業 ④壁下地工事施工作業 ⑤鋼製下地の点検及び 補修作業（必要に応じて行う）
(2)安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③内装仕上り施工職種に必要な整理整頓作業 ④内装仕上り施工職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業			
関連業務、周辺業務（上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。）	※		
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	(1)関連業務 ①プラスチック系床仕上り工事作業 ②カーペット系床仕上り工事作業 ③木質系床仕上り工事作業 ④ボード仕上り工事作業 ⑤カーテン工事作業 ⑥壁装作業 ⑦作業現場での揚重・運搬作業 ⑧足場・構台・栈橋等の架設作業(足場の組立て作業の場合は特別教育の実施が必要) ⑨作業工程管理業務(工程管理、器工具の保守・管理、材料・資材管理、機械のメンテナンス) ⑩各種揚重運搬機械の運転作業(各種機械装置に応じて特別教育、技能講習等が必要。) ⑪玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) (2)周辺業務 ①施工材料、施工用機材等の運送作業 ②施工材料、施工用機材等の揚重・運搬作業 (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ		
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	鋼製下地工事作業 ①鋼製天井下地工事用材料（一つ以上必ず使用すること。） 1.吊ボルト及びハンガ 2.野縁受け及び野縁 3.天井補強材 4.タッピングねじ ②鋼製壁下地工事用材料（一つ以上必ず使用すること。） 1.スタッド、ランナ、スペーサ 2.振れ止め、補強材 3.タッピングねじ		
製品等の例（該当するものを選択すること。）	①内装仕上り施工職種共通器工具 （必要に応じて使用すること。） 1.カッタナイフ、スケール、千枚通し 2.ケレン棒、はさみ、くしごて、星突き 3.へら、刷毛、ハンドローラ、スクレーパ 4.チョーククリール、玄能、脚立 5.グラインダ、かんな 6.トーチランプ、電気ドリル 7.エア・コンプレッサ、タッカ 8.コンパス、ボードやすり、ハンドサンダ		
	②鋼製下地工事作業用器工具 （一つ以上必ず使用すること。） 1.高速切断機及び切断用器工具 2.アーク溶接機(特別教育の実施が必要) 3.その他の器工具		
移行対象職種・作業とはならない業務例	鋼製下地工事作業の結果が製品である。		
移行対象職種・作業とはならない業務例	1.カーテンウォール施工作業 2.サッシ施工作業 3.廃材処理作業 4.カーテンの縫製作業のみの場合 5.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合		